



「輸出還付金制度」の現状 消費税を還付しても不公平 大企業の不公平

元静岡大学教授
湖東京至

財政難を理由とした「社会保障の削減」、あるいは「社会保障が消費税増税か」といった議論が横行している。「財源不足だから消費税増税もやむを得ないのでは」「法人税引き上げでは不況を克服できない」というのは本当か。専門家に解説してもらおう。今回は元静岡大学教授・税理士の湖東京至氏。

輸出大企業に対する 巨額還付金の実態

消費税が持つ最大の不公平の一つは、輸出大企業に対する還付金制度である。わが国を代表するトヨタ自動車など輸出企業は、消費税導入以来、1円も納税しないばかりか、毎年巨額の還付金をもらっている。トヨタの銀行口座には毎月、税務署から何十億円も振り込まれている。

「輸出還付金制度」の カラクリ

輸出企業に対する還付金制度は国際取引の面から「ネット価格で競争するために必要」と説明されている。つまり相手国には相手国の消費税があり、外国のお客さんから日本の消費税をもらうことはできないというわけだ。そのために、輸出を、例を挙げて説明しよう。

付してもらえない。

この不公平をなくすために、医師会が「社会保険診療報酬をゼロ税率にしてほしい」と運動するのむか。消費税では、単なる非課税(還付金のない二七非課税)はかえって損になる仕組みである。逆にいえば、輸出大企業だけが優遇されているといっている。しかも、トヨタ自動車

2009年分、消費税還付金上位10社 (各社の有価証券報告書により湖東京至推算) (単位: 億円)

順位	企業名	年間還付税額 (国税4%、地方消費税1%の合計、5%分)	年間売上高	左うち輸出売上高 ()内は輸出売上割合 (%)
1	トヨタ自動車(株)	▲2,106	8*5,978	5*0,746(59.3%)
2	ソニー(株)	▲1,060	2*9,360	2*0,813(70.9)*3
3	日産自動車(株)	▲758	2*8,991	1*7,654(60.9)
4	キャノン(株)*1	▲722	2*0,255	1*7,492(86.0)
5	(株)東芝	▲721	3*3,828	1*8,571(54.9)*3
6	本田技研工業(株)	▲656	2*7,177	1*5,649(57.6)
7	パナソニック(株)*2	▲648	3*9,266	1*5,858(40.3)
8	マツダ(株)	▲592	1*6,515	1*2,842(77.7)
9	三菱自動車(株)	▲412	1*1,488	8,743(76.1)
10	新日本製鉄(株)	▲339	2*1,521	6,822(31.7)*3
	合計	▲8,014		

*1 キャノン(株)の事業年度にかぎり2009年1月1日～2009年12月31日、他の会社はすべて2009年4月1日～2010年3月31日事業年度による。
*2 パナソニック(株)の貸借対照表関係注記に未収消費税等が51億3000万円あると書いてある。この数字は1カ月分の還付金額と思われるので、これを12倍すればおよそ615億円となり、筆者の推算したパナソニックの年間還付金648億円と大差がないことがわかる。
*3 ソニー(株)、(株)東芝、新日本製鉄(株)の輸出売上割合は各社単独の輸出売上割合の開示がないため、連結財務諸表に記載のある割合を用いた。

「輸出還付金制度」は いつ、誰が考えたのか

「輸出還付金制度」の力だと考えている。輸出大企業は、払ってもいない消費税を還付してもらっているのだから、その意味で輸出還付金制

不公平な「輸出還付金 制度」をなくす方法

よく「輸出還付金制度をなくすことはできないのですか」という質問を受ける。私は「2つの方法によって可能です」と答えている。

シャープの「附加価値税」によって算出される直接税を輸出企業に還付することには、輸出補助金となりガット協定に違反することになるからである。間接税であれば還付することが認められるのである。

輸出大企業に還付金という恩恵をもたらす典型的な不公平税制・消費税をなくすことは、庶民の懐を開くことである。輸出還付金制度の不公平さを宣伝し、消費税廃止のため大きな運動を展開しよう。